

秋田市告示第 号

秋田市屋外広告物条例（平成 8 年秋田市条例第 42 号）第 4 条第 1 項第 7 号、第 8 号および第 11 号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する地域を次のとおり定め、平成 14 年秋田市告示第 37 号、平成 15 年秋田市告示第 155 号、平成 16 年秋田市告示第 135 号、平成 17 年秋田市告示第 8 号および平成 23 年秋田市告示第 239 号を廃止したので、同条例第 18 条の規定により告示する。

平成 31 年 月 日

秋田市長 穂 積 志

1 条例第 4 条第 1 項第 7 号の規定によるもの（道路の区間）

	道路の路線名	起 点	終 点
1	主要地方道秋田天王線	市道浜ナシ山港 北線に接する部 分	潟上市境
2	主要地方道秋田八郎潟 線	松原橋左岸	五城目町境
3	仁別林道	仁別字吉ヶ沢 63 番 2	仁別字務沢国有 林 18 林班ワ小班
4	主要地方道秋田停車場 線	中通二丁目 7 番 6	川尻町字大川反 233 番 31（国道 7 号交点）
5	県道土崎港秋田線	通町橋下流端の 延長線と交差す る部分	主要地方道秋田 停車場線

資料 2

6	主要地方道秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線
7	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間		
8	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道の区間		
9	県道秋田御所野雄和線（自動車専用道路部分）	上北手御所野字雨池通5番58地先	雄和椿川字小友沢67番1
10	県道秋田御所野雄和線	河辺戸島字上野地先	雄和椿川字小友沢67番1
11	主要地方道秋田空港線	雄和椿川字山籠48番3	県道秋田御所野雄和線との交点
12	県道河辺阿仁線	河辺三内字財の神国有林44林班8小班	北秋田市境
13	市道岩見庄内線	河辺岩見字新川184	河辺岩見字繫沢国有林287林班ム小班
14	市道神内大又2号線	河辺岩見字後又119番1	仙北市境

2 条例第4条第1項第8号の規定によるもの（道路から展望することができる地域）

(1) 次の道路の区間から展望することができる地域（当該道路の路肩端から50メートル以内の区域に限る。）

	道路の路線名	起 点	終 点
1	主要地方道秋田停車場線	中通二丁目7番6	川尻町字大川反233番31（国道7号交点）
2	県道土崎港秋田線	通町橋下流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線
3	主要地方道秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線

(2) 次の道路の区間から展望することができる地域（当該道路の路肩端から100メートル以内の区域に限る。）

	道路の路線名	起 点	終 点
1	主要地方道秋田天王線	市道浜ナシ山港北線に接する部分	潟上市境
2	主要地方道秋田八郎潟線	松原橋左岸	五城目町境
3	仁別林道	仁別字吉ヶ沢63番2	仁別字務沢国有林18林班ワ小班
4	県道秋田御所野雄和線	河辺戸島字上野地先	雄和椿川字小友沢67番1
5	主要地方道秋田空港線	雄和椿川字山籠48番3	県道秋田御所野雄和線との交点
6	県道河辺阿仁線	河辺三内字財の神国有林44林班8小班	北秋田市境

資料 2

7	市道岩見庄内線	河辺岩見字新川 184	河辺岩見字繫沢 国有林287林班ム 小班
8	市道神内大又2号線	河辺岩見字後又 119番1	仙北市境

(3) 次の道路の区間から展望することができる地域（当該道路の路肩端から500メートル以内の区域に限る。）

	道路の路線名	起 点	終 点
1	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間		
2	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道の区間		
3	県道秋田御所野雄和線（自動車専用道路部分）	上北手御所野字雨池通5番58地先	雄和椿川字小友沢67番1

3 条例第4条第1項第11号の規定によるもの（湖沼の付近の地域）
秋田都市計画公園千秋公園（都市公園の区域を除く。）